

◎市民文化会館ホール使用料改正方針

1. 区分の細分化

活動団体の発表等の利用促進を図るため使用料区分を細分化する

※土・日・祝日で9時～17時まで大ホールを使用した場合

◆現 行

区 分		使用料	
A	入場料を徴収しない	基 本	40,700 円
B	入場料を徴収する 1,000 円未満	2 倍	81,400 円
C	入場料を徴収する 1,000 円以上	3 倍	122,100 円
	営利、営業、宣伝等		



◆改 正(案)

区 分		使用料	
A	入場料を徴収しない	基 本	40,700 円
B	入場料を徴収する 500 円以下	1.5倍	61,050 円
C	入場料を徴収する	2 倍	81,400 円
	501円以上 1,000 円以下		
D	入場料を徴収する 1,001 円以上 3,000 円以下	2.5倍	101,750 円
E	入場料を徴収する 3,001円以上	3 倍	122,100 円
	営利、営業、宣伝等		

※入場料が 2,500 円の場合、▲20,350 円 (3倍⇨2.5倍の区分)

2. 区分細分化のメリット・デメリット

【細分化するメリット】

- ・これまで 501 円以上 3,000 円以下の入場料を徴収していた団体の会場使用料が 3倍⇨2倍、2.5倍、入場料 500 円以下は、2倍⇨1.5倍と安価になる。
- ・市民の文化活動の発表の場としての借用がしやすくなり、利用促進につながる。

【細分化するデメリット】

- ・新たな区分の創設により、1件当たりの会場使用料が減額となる。

3. スケジュール

10 月	鳥栖市民文化会館運営審議会に諮問
	鳥栖市民文化会館運営審議会から答申
	法制審
12 月	12 月議会 条例改正